

事業承継支援の概要

日本公庫中小企業事業は、中小企業者が培ってきた技術・ノウハウ等の貴重な経営資源や雇用を喪失させないように、政策金融機関として、事業承継の円滑化を資金・情報の両面から支援しています。

日本公庫中小企業事業の事業承継支援

資金面の支援

事業承継に必要な
資金の融資



情報面の支援

- ① 経営者の意識喚起
- ② 事業承継税制等の情報提供
- ③ M&Aニーズへのハンズオン支援
- ④ 事業承継支援機関との連携

情報提供ツール

【みらいへのバトン～共につなぐ事業承継～】

お客さまに事業承継に対する自己診断を促すとともに、お客さまが自社の事業承継に係る課題と進むべき方向性を公庫職員と共有するための提供用冊子



【経営情報】

お客さまに配付し事業承継の重要性を広く周知するとともに、最新の施策等を紹介するツール

〈バックナンバー〉

- No.408 事業引継ぎ支援センターをご活用ください
- No.411 円滑な事業承継に向けて～早期取組み着手の重要性～



ステージごとの資金活用イメージ

ステージ	事業承継前	事業承継時	事業承継後 ^(※1)
【貸付対象】 資金使途	【事業承継計画関連】 ・事業承継の準備のために必要な資金	【事業承継関連】 ・M & Aの実施に必要な資金	【承継第二創業関連】 ・承継後の経営多角化、事業転換に必要な資金 【代表者個人関連】 ・承継円滑化法認定を受けた企業の代表者が必要な資金

	事業承継前	事業承継時／安定的な経営権の確保	事業承継後
お客さまのニーズ (例)	<ul style="list-style-type: none"> 収益・財務基盤を強化したうえで、後継者に事業を引き継ぎたい。 後継者のために、予め会社の資産・負債関係を整理しておきたい。 後継者やそれを補佐する社員等に対する教育を充実させたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業のさらなる成長を図るため、優れた技術力を持った企業を買収したい。 分散した株式を会社に集約化し、経営の安定性を高めたい。 将来的な株式分散を避けるために、持株会社に株式を集約したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 先代の時代とは異なる事業にチャレンジし、会社を大きく成長させたい。 分散した株式を代表者に集約化し、経営の安定性を高めたい。
貸付対象 貸付利率 ^(※2)	事業承継計画関連 (特別利率①) ⇒現経営者が後継者（候補者を含む）と共に事業承継計画を策定している方が対象	事業承継関連 ⇒M & Aや株式・資産等の集約等、事業の承継・集約を行う方が対象 貸付利率 基準利率。ただし、以下の場合は特別利率① <ul style="list-style-type: none"> 付加価値向上計画を策定し、新たな雇用が見込まれるM & A 後継者不在企業のM & A（買収先が小規模事業者の場合は特別利率②） 株主からの株式等の取得 持株会社による株式取得 	承継第二創業関連 (特別利率②) ⇒事業承継後に新たな取組みを行う方が対象 代表者個人関連 (特別利率①、②) ⇒中小企業経営承継円滑化法第12条第1項第1号の認定を受けた中小企業の代表者が対象
想定される 資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な事業承継のための老朽化設備更新資金 現経営者への債務返済資金 事業承継計画に基づく支払手形削減等の財務健全化に必要な資金等 	<ul style="list-style-type: none"> M & A資金 自己株式や株主等が所有する事業用資産の取得資金 持株会社による株式取得資金等 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事業で必要となる設備資金や運転資金 代表者による親族等からの株式買取資金等
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> 貸付後5年以内の代表者交代見込みが要件 事業承継計画に基づき必要となる資金が対象 	<ul style="list-style-type: none"> 代表者交代見込みを必ずしも要件としない。 	<ul style="list-style-type: none"> 〈承継第二創業関連〉 ・承継後5年以内に開始した新たな事業が対象 〈代表者個人関連〉 ・対象となる個人が代表者に就任していることが要件

(※1) 他に「経営者個人保証免除関連」あり

(※2) 特別利率の適用は4億円まで（4億円超は基準利率）

資金面の支援

事業承継・集約・活性化支援資金

目的	地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者の資金調達の円滑化を支援する。
主な貸付対象 ^(※)	1 〈事業承継計画関連〉 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む）と共に事業承継計画を策定している方 2 〈事業承継関連〉 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 3 〈承継第二創業関連〉 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業または新たな取組み後、概ね5年以内の方を含む） 4 〈代表者個人関連〉 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者
資金使途	設備資金・長期運転資金
融資限度額	1 貸付先：7億2千万円
融資期間 (据置期間)	設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 長期運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）
融資利率	貸付対象1 特別利率① 貸付対象2 基準利率。ただし、一定の要件を満たす場合、特別利率①または② 貸付対象3 特別利率② 貸付対象4 特別利率①（付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は特別利率②） なお、特別利率の適用は4億円まで（4億円超は基準利率）。上限利率は3.0%。
その他	資本性ローンの適用が可能（1 貸付先3億円まで。融資利率は、成功判定に応じた所定の利率が適用されます）

(※) 他に「経営者個人保証免除関連」の貸付対象あり